

FOR YOU 利用規約

FOR YOU 利用規約（以下「本規約」といいます）は、株式会社 TOKAI コミュニケーションズ（以下「当社」といいます）が当社のインターネット接続サービス（以下「接続サービス」といいます）を利用して
いる会員（以下「会員」といいます）向けに提供する「FOR YOU」（以下「本サービス」といいます）の
利用に関しての諸規定を定めます。

第1章 総則

第1条（規約の適用）

1. 本規約は、当社と会員との間の本サービスに関する全ての関係に適用されるものとします。
2. 本サービスに関して当社が当社ホームページ上のサービス案内ページに表示する本サービスの使用
方法、注意事項等は、名称の如何にかかわらず、本規約の一部を構成するものとします。
3. 本規約は、別途当社及び会員との間で締結した@T C O M（アットティーコム）契約約款（以
下「約款」といいます。<https://www.t-com.ne.jp/entry/>）の一部を構成するものとし、本サービス
の利用に関して本規約に定めのない事項は、約款が適用されるものとします。また、本規約の内容と約
款に定める内容が抵触する場合には、本規約に定める内容が優先して適用されるものとします。

第2条（本規約の変更）

1. 当社は、本規約（別紙を含む）の内容を変更することがあります。この場合、契約者への本サービ
スの提供条件は、変更後の本規約によるものとします。
2. 当社は、本規約を変更する場合、契約者に対し、当該変更の効力発生日（以下「効力発生日」
といいます。）の1ヶ月前までに、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容ならびに当該変更
の効力発生日を、当社の定める方法により通知するものとします。
3. 契約者は、本規約の変更を承諾しない場合は、効力発生日までの間に、当社に対し、書面によ
って異議を通知するものとします。当該効力発生日までの間に当該書面が当社に到達した場合は、当該
書面により異議を通知した契約者と当社との間の本契約は、当該効力発生日をもって終了するものとし
ます。

第3条（用語の定義）

本規約で使用する用語の意味は、次のとおりとします。

1. 接続サービス

当社が提供するインターネット接続サービス「@T C O M（アットティーコム）」

2. 接続サービス契約

接続サービスの提供を受けるための契約

3. 会員

当社と接続サービス契約を締結している、接続サービスの利用者

4. 本契約

当社から本サービスの提供を受けるための契約

5. 契約者

当社と本契約を締結している会員

6. 電話サポート

契約者の要請に基づき、当社又は当社委託先のオペレータが電話にてサポートを行うサービス（サポート範囲は別紙に定めます）

7. リモートサポート

契約者の要請に基づき、当社又は当社委託先のオペレータがパソコン等を遠隔操作してサポートを行うサービス（サポート範囲は別紙に定めます）

8. 訪問サポート

契約者の要請に基づき、当社の指定する訪問サポート業者が契約者のパソコン等の利用場所に訪問してサポートを行うサービス（当社は訪問サポート業者の取り次ぎを行います）

9. 本サービス

当社所定の方法で契約者へ通知する専用受付電話番号を利用した契約者からの要請に基づき、電話サポート、リモートサポート又は訪問サポートを行うサービス

第2章 本サービスの提供

第4条（本サービスの提供範囲）

当社は、別紙及びホームページ（<https://service.t-com.ne.jp/option/foryou/>）内に定める機器、ソフトウェア及びサービスについて、本サービスを提供します。

第5条（提供区域）

当社は、本サービスを、本契約の申込をする会員が利用している接続サービスの提供区域において提供します。

第3章 契約

第6条（契約の単位）

1. 当社は、一の接続サービス契約につき、一の本契約を締結します。
2. 本契約は、会員に限り締結することができるものとします。

第7条（本契約申込の方法）

本サービスの提供を受けるために本契約を申込みときは、本規約の内容を承諾した上で、当社所定の手

続きにより申し込むものとします。

第8条（契約申込の審査）

1. 当社は、本サービスの申込みがあった場合には、原則として、当該申込みを受け付けた順序に従って申込みの審査をします。ただし、当社は、当社の業務の遂行上支障があるとき又はその他合理的な理由があるときには、その順序を変更することがあります。

2. 当社は、次の各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合、申込みを承諾しないことがあります。

(1)本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。

(2)本契約の申込みをした者が本サービスの料金又は当社が提供するその他サービスの料金もしくは工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき。

(3)申込みの際に虚偽の事項を申告し又は申告したと疑われるとき。

(4)その他当社の業務遂行上著しく支障があるとき。

3. 当社が第1項の規定により申込みを審査して承諾した後に、当該申込者が前項各号のいずれかの場合に該当することが判明した場合には、当社は、その承諾を取り消し又は本契約を解約することができます。

第9条（契約者が行う契約の解除）

1. 契約者が、当社が別に定める方法で当社に対し本契約の解除を通知した場合、本契約解除の通知を当社が受領した日（以下「契約解除日」といいます）をもって本契約を解除することができます。

2. 前項に基づき本契約を解除する場合であっても、契約者は、契約解除日の属する月の利用料金を支払うものとします。

第10条（当社が行う契約の解除）

1. 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ契約者に通知することにより、本契約を解除できるものとします。

(1)本規約第12条（利用停止）の規定に基づき本サービスの利用停止を受けた契約者が、当社からその利用停止の原因たる事由を解消するように期間を定めて催告を受けたにもかかわらず、なおその事由を解消しない場合。

(2)本契約に係る接続サービスの利用停止を受けた契約者が、当社からその利用停止の原因たる事由を解消するように期間を定めて催告を受けたにもかかわらず、なおその事由を解消せず、又は接続サービス契約が解除その他の理由により終了した場合。

2. 前項のほか、当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、何らの催告なく本契約を解除できるものとします。なお、この場合、契約者が当社の提供する他のサービスを利用している場合には、当社は、当該サービスの利用契約についても、同契約に定めるところに従い、同様に解除することがあることを契約者はあらかじめ了承するものとします。

(1)支払停止状態に陥った場合、その他財産状態が悪化し又はそのおそれがあると認められる相当の理

由がある場合。

(2)手形交換所の取引停止処分を受けた場合。

(3)差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申立を受けた場合。

(4)破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立を受け、又は自ら申立をした場合。

(5)契約者が、本規約に基づく債務の全部又は一部の履行をすることができないとき。

(6)契約者が、本規約に基づく債務の全部又は一部の履行を拒絶する意思を表示したとき。

3. 本契約が前条又は本条に基づいて解除された場合、契約者は、本契約に基づく一切の債務につき当然に期限の利益を損失し、未払債務の全額を直ちに当社に支払うものとします。

第4章 禁止事項

第11条（禁止事項）

1. 契約者は、第三者に対して、本サービスの全部又は一部を利用させてはならないものとします。

2. 契約者は、有償又は無償を問わず、営業活動その他の営利を目的とした活動もしくは付加価値サービスの提供又はそれらの準備を目的として本サービスを利用することはできません。

3. 契約者は、当社から配布されたプログラム等に関して、以下のとおり取り扱わなければならないものとします。

(1)本サービスの利用目的以外に使用しないこと。

(2)複製・改変・編集、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブル等を行わないこと。

(3)営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。

第5章 利用停止等

第12条（利用停止）

1. 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、6ヶ月以内で当社が定める期間、契約者による本サービスの利用を停止することがあります。

(1)本サービス利用料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。

(2)本契約に係る接続サービス利用料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。

(3)契約者が合理的な理由なく過度に頻繁に問合せを実施し、又は本サービスの提供に係る時間を故意に延伸するなど当社の業務遂行に支障を及ぼしたと当社が判断したとき。

(4)当社の名誉又は信用を毀損したとき。

(5)当社に損害を与えたとき。

(6)本規約のいずれかの条項に違反したとき。

(7)その他、本サービスの利用にあたり、当社が不適切と判断したとき。

2. 当社は、前項の規定により本サービスの利用停止を行うときは、当社からあらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

3. 本条に基づき本サービスの利用が停止された場合であっても、本契約が解除されるまでの間については、契約者は、本サービス利用料金の支払義務を免れないものとします。

4. 当社は、本条に基づく本サービスの利用停止により契約者に発生した損害について一切責任を負わないものとします。

第13条（本サービスの中止・一時中断）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの提供を中止又は一時中断することができるものとし、契約者はこれを了承するものとします。

(1)本サービスの提供に関連する設備などのメンテナンス又は点検を定期的又は臨時的に行う場合。

(2)本サービスの提供に関連する設備にやむを得ない事由が生じた場合。

(3)停電、天災、地変、その他異常事態が発生し、又は発生するおそれのある場合。

(4)前号に定める異常事態により本サービスの提供ができなくなった場合。

(5)戦争、動乱、暴動、騒乱、労働争議等により本サービスの提供ができなくなった場合。

(6)その他、運用上又は技術上、当社が本サービスの一時的な中断が必要と判断した場合。

2. 前項の規定による本サービスの提供の中止又は一時的な中断により、契約者又は利用者もしくは第三者に損害が生じた場合であっても、当社は、一切の責任を負わないものとします。

第14条(本サービス提供の終了)

1. 当社は、本サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難な場合は、本サービスの提供を終了することができるものとし、契約者はこれを了承するものとします。

2. 前項に基づき、当社が本サービスの提供を終了したことに伴い本契約を解除する場合は、当社はあらかじめその理由及び本サービスの提供を終了する日を契約者に通知した上、当社が指定するホームページ等によりその旨周知を行います。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第6章 料金等

第15条（利用料金）

1. 当社が提供する本サービス利用料金については、別紙の「5. 料金表」に定める通りとします。

2. 利用料金の支払方法は、当社が別に定めるところによります。

第16条（利用料金の支払義務）

1. 契約者は、本契約に基づいて、当社が本サービスの提供を開始した日を含む料金月から起算して、契約解除日を含む料金月までの期間（提供を開始した日と契約解除日が同一の日である場合は、そ

の料金月)について別紙の「5. 料金表」に定める月額料金を支払うものとします。また、契約者が訪問サポートを利用したときは、別に定める訪問サポート利用料金を支払うものとします。

2. 当社は、本サービスの月額料金を、約款に基づく接続サービスの利用料金に合算して請求します。

3. 訪問サポート利用料金の支払いは、訪問サポート業者がサポート作業を完了（必ずしも問題・課題等が解決するとは限りません）したときに、契約者が直接訪問サポート業者に支払うものとします。

4. 第1項の期間において第12条（利用停止）に基づく利用停止又は第13条（本サービスの中止・一時中断）に基づく本サービスの提供の中止・一時中断があった場合であっても、契約者は、その期間中の利用料金を支払わなければならないものとします。

5. 契約者がすでに支払った利用料金は、いかなる場合においても返還されず、またその他の金銭債務へ充当されないものとします。

第7章 損害賠償

第17条（責任の制限）

1. 当社は、契約者による本サービスの利用により発生したあらゆる損害に対する一切の責任を負いません。当該損害には、契約者が利用するインターネット接続端末及びデジタル製品等の故障、パソコン等に保存されているデータの消失、毀損、改変等、また、これらに類似する損害及び契約者の逸失利益も含まれます。

2. 前項の規定にかかわらず、当社の過失により本サービスに関して契約者に現実に生じた直接的な通常損害については、当社は、本サービスの月額利用料金の12ヶ月分を上限として、その損害を賠償します。ただし、前項第2文に列挙された損害項目は含まれないものとします。

3. 前2項の規定にかかわらず、当社の故意又は重過失により本サービスに関して契約者に損害が生じた場合には、当社は、契約者に生じた相当因果関係の範囲内にある損害を賠償します。ただし、パソコン等に保存されているデータのバックアップ保存については契約者がその責任を負うものとし、当該データの消失、毀損、改変等、又はこれらに類似する損害及びこれらに関連する契約者の逸失利益については、当社はその責任を負わないものとします。

第18条（保証の制限）

当社は、明示又は黙示にかかわらず、本サービスに関するいかなる説明、性能に関する保証も実施しません。また、当社は、本サービスが契約者の特定の目的に適合すること及び期待する機能を有することを保証するものではありません。

第19条（免責事項）

1. 当社は、本サービスに関する契約者からの問合せを遅滞無く受け付けることを保証するものではありません。

2. 当社は、本サービスの提供をもって、契約者が解決しようとしている問題・課題等の特定、解決方

法の策定もしくは説明、又は当該問題・課題等の解決を保証するものではありません。

3. 本サービスは、メーカー、ソフトウェアハウス及びサービス提供事業者が提供する正規サポートを代行するサービスではありません。問合せの内容によっては、問合せの対象となる機器、ソフトウェア、サービスをそれぞれ提供するメーカー、ソフトウェアハウス、サービス提供事業者のホームページを紹介することや、それぞれに対して契約者自身で直接問合せすることを依頼するに留まる場合があります。

4. 当社は、当社又は当社委託先のオペレータの説明に基づいて契約者が実施した作業、電話サポート及びリモートサポートの実施により契約者が損害を被った場合については、第 17 条（責任の制限）を適用して対応します。

5. 契約者が本サービスの利用により第三者（他の契約者を含みます）に対し損害を与えた場合、契約者は、自己の責任でこれを解決し、当社にいかなる責任も負担させないものとします。

6. 当社は、本契約の如何なる規定にかかわらず、第 12 条（利用停止）、第 13 条（本サービスの中止・一時中断）及び第 14 条（本サービス提供の終了）の規定による本サービスの利用停止、本サービス提供の中止・一時中断、本サービス提供の終了に伴い生じる契約者の被害について、一切の責任を負わないものとします。

7. 当社は、業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、専用電話番号を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめこれを契約者に通知します。

第 8 章 雑則

第 20 条（第三者への委託）

当社は、本規約に基づく当社の業務の全部又は一部を第三者に委託して行わせることができるものとします。

第 21 条（法令に定める事項）

本サービスの提供又は利用にあたり、法令（強行法規に限ります）に定めがある事項については、その定めるところによります。

第 22 条（準拠法）

本規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本法に準拠するものとします。

第 23 条（紛争の解決）

本規約に関する当社と契約者との間の紛争は、被告の住所地を管轄する地方裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

附則

2017年10月24日 一部改定

2021年4月1日 一部改定

別紙：サービス内容について

サポート概要	備考
<p>1. 提供時間</p> <p>当社は、専用受付番号にて日本時間 9 : 0 0 ~ 2 0 : 0 0 (年中無休) の間、本サービスを提供します。ただし、年末年始など、時期により提供時間を変更する場合があります。</p>	<p>※ 1. 第 1 3 条 (本サービスの中止・一時中断) に基づき本サービスを中止・一時中断する可能性があります。</p> <p>※ 2. 提供時間を変更する場合、当社の指定するホームページ (https://www.t-com.ne.jp/) 内に提示等することにより契約者にご案内いたします。</p>
<p>2. サポート範囲</p> <p>以下の範囲にて電話及びリモート (遠隔操作) にてサポートを行います。</p> <p>(1) パソコン、周辺機器の操作、設定方法</p> <p>(2) パソコン用アプリケーションソフトの操作、設定方法</p> <p>(3) Web サービス利用方法</p> <p>(4) 携帯音楽プレイヤーの操作、設定方法</p> <p>(5) ゲーム機器の操作、設定方法</p> <p>(6) デジタル家電機器の操作、設定方法</p> <p>(7) IoT 機器の操作、設定方法</p>	<p>※ 1. Web に公開されていない、検証を必要とするなど、一次対応が困難なお問い合わせについては、メーカーサポート窓口をご案内いたします。</p> <p>※ 2. 原則として、同時操作での操作方法をご案内するサービスではございません。</p> <p>※ 3. Access、EXCEL など、アプリケーションの関数利用方法、プログラミング、HTML のタグ記述方法及びソースの記述、Web ページ公開方法や公開にまつわるパーミッションの設定など、アプリケーション操作以外のデベロッパーにおいて対応すべきお問い合わせについては、ご対応できかねます。</p> <p>※ 4. 日本語をサポートしたアプリケーション、機器のサポートに限定させていただきます。外国語の OS、アプリケーション、ハードウェアなどについては対応できかねます。</p> <p>※ 5. 原則として、サポートの対象は個人向け商品に限定させていただきます。</p> <p>※ 6. サポート範囲内であっても対応できない場合があります。</p>
<p>3. リモートサポート</p> <p>電話でご相談内容をヒアリングしながら、状況に応じて契約者ご指定のパソコンへリモート接続をしたり、契約者ご指定のスマートフォン・タブレットのカメラ機能を通して機器の状況等を共有したりすることで、上記サポート範囲内でサービスを提供します。</p>	<p>リモートサポートサービスは https://www.optim.co.jp/products-detail/function/77 及び https://www.optim.co.jp/remote/secondsight/ に記載のパソコン及びスマートフォンへのご提供サービスです。インターネット接続状況、リモート接続対象端末の状況によっては、ご要望に応じたサービスを必ずしもご提供できるわけではございません。</p> <p>※ 1. 対象となるパソコンが接続されているインターネット回線、OS 及びパソコンが正常に動作していることが必要です。</p>
<p>4. 訪問サポート取り次ぎ</p> <p>状況に応じて、契約者ご指定の回線設置場所に</p>	<p>窓口では、ご依頼を承った時点ではご予約及び料金を確定いたしません。</p>

<p>訪問し、上記サポート範囲内でのサービスを提供する訪問サポート業者への取り次ぎを行います。</p>	<p>訪問サポート業者の担当者より、改めてご依頼者へお電話をさせていただきます。</p> <p>※ 1. サービスの単価及び概要についてご案内いたします。</p> <p>※ 2. 窓口でご案内した料金については、ご請求額と必ずしも一致するとは限りません。料金の詳細につきましては、訪問サポート業者の担当者よりご案内いたします。</p> <p>※ 3. ご予約の変更、キャンセルなどにつきましては、契約者が直接訪問サポート業者の担当者と調整していただきます。</p> <p>※ 4. 料金は、訪問サポート業者へ直接支払うものとします。</p>
<p>5. 料金表</p> <p>サービス利用料金は以下のとおりです。</p> <p>月額料金 550円（税抜500円）</p>	<p>※ 1. 月額料金には、請求時点での消費税法所定の税率により算出した消費税額を付加して請求いたします。</p>
<p>6. リモートサポートソフトが取得する情報</p> <p>当社は、契約者の承諾を得て、当社がリモートサポートをより効果的に提供する上で有用な情報として、備考に定めるリモートサポートソフトがインストールされた契約者のコンピュータ端末、通信機器等の情報を取得します。当社は、契約者から取得した以下の情報については、約款第46条（個人情報の保護）に従って取り扱います。</p>	<p>(1) オペレーションシステムの種類、バージョン</p> <p>(2) クライアント証明書 I D</p> <p>(3) マシン名</p> <p>(4) M A C アドレス</p> <p>(5) ハードディスクドライブのボリュームシリアル番号</p> <p>(6) ハードディスクドライブの空き容量</p> <p>(7) デフォルトブラウザの種類、バージョン</p> <p>(8) デフォルトメールソフトの種類、バージョン</p> <p>(9) C P U 種類、動作周波数</p> <p>(10) メモリ容量</p> <p>(11) ルータの機種、ログインアカウント及びログインパスワード</p> <p>(12) 実行中のアプリ情報</p> <p>(13) google アカウント</p> <p>(14) ネットワークの接続状態</p> <p>(15) Bluetooth デバイスのペアリングの状態</p> <p>(16) 音声設定の状態</p> <p>(17) バイブレーションの状態</p> <p>(18) 端末のスリープの状態</p>

以上